

○旅館業法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を
改正する法律（平成二七・六・二四法四五）附則六条（平成
二八・六・二三施行）

第八条【行政処分（柱書略）

一（略）

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和
二十三年法律第百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四
項の接待飲食等営業に関するものに限る）
三・四（略）